

承認事項等案文一覧

別添3

～ 目次 ～

III 人事委員会承認事項等の一部改正

- 1 級格付基準に基づき現級に格付された職員が昇任する場合又は降任に伴い降格する場合の号給の決定について（知事外8任命権者）（1頁）
- 2 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（9頁）
- 3 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事外7任命権者）（12頁）
- 4 昇給に関する基準について（警視庁）（26頁）
- 5 オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて（知事外11任命権者）（29頁）



「級格付基準に基づき現級に格付された職員が昇任する場合又は降任に伴い降格する場合の号給の決定について」（平成18年3月29日付17人委任第179号承認）について、下記のとおり改正する。

知事

記

改正案	現行
<p>級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員が昇任する場合の号給の決定について</p> <p>1 昇任する場合の号給の決定方法</p> <p>平成30年3月31日において、「幹部職員（部長・統括課長・課長級）の給与の級格付基準について」（昭和61年12月24日付61人委任第156号承認）又は「給与の級格付基準について」（昭和61年3月19日付60人委任第145号承認）（以下「級格付基準」という。）に基づき職務の級を決定されていた職員が平成30年度以降の昇任選考に合格し、当該職務の級に昇格する場合の号給は、昇任する日の前日に受けていた給料月額の同額又は直近上位の給料月額の号給に、別表に定める号給数を加えた号給に決定する。</p> <p>2 一部改正に伴う経過措置</p> <p>(1) 平成30年3月31日において、級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員のうち、平成29年度以前の昇任選考に合格し、施行期日と同日に当該職務の級に昇格する者及び施行期日と同日に降任に伴い降格する者の号給は、施行期日の前日に昇格又は降格したものとして、従前の例により決定する。</p> <p>(2) 平成30年3月31日において、級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員のうち、平成29年度以前の昇任選考に合格し、施行期日の翌日以降に当該職務の級に昇格する者について、2(1)の規定の適用</p>	<p>級格付基準に基づき現級に格付された職員が昇任する場合又は降任に伴い降格する場合の号給の決定について</p> <p>1 昇任する場合の号給の決定方法</p> <p>「幹部職員（部長・統括課長・課長級）の給与の級格付基準について」（昭和61年12月24日付61人委任第156号承認）又は「給与の級格付基準について」（昭和61年3月19日付60人委任第145号承認）（以下「級格付基準」という。）に基づき職務の級を決定された職員が昇任する場合の号給は、昇任する日の前日に受けていた号給に、別表に定める号給数を加えた号給（別表に定める号給数がその者が属する職務の級の最高の号給の号数から昇任する日の前日にその者が受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる場合は、当該相当する号給数を加えた号給（以下「適用号給」という。）に決定する。</p> <p>2 降任に伴い降格する場合の号給の決定方法</p> <p>級格付基準に基づき職務の級を決定された職員が降任に伴い降格する場合の号給は、適用号給を「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）第21条に定める「降格前号給」とみなし、同条の規定を適用して得られる号給に決定する。</p>

を受ける職員との均衡上必要があると認められる場合は、1の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て号給を決定することができる。

3 施行期日

平成30年4月1日

別表 (現行のとおり)

3 施行期日

平成28年4月1日

別表 (略)

「級格付基準に基づき現級に格付された職員が昇任する場合又は降任に伴い降格する場合の号給の決定について」（平成18年3月29日付17人委任第179号承認）について、下記のとおり改正する。

教育委員会

記

改 正 案	現 行
級格付基準に基づき <u>職務の級を決定されていた職員が昇任する場合の号給の決定について</u>	級格付基準に基づき <u>現級に格付された職員が昇任する場合又は降任に伴い降格する場合の号給の決定について</u>
<p>1 昇任する場合の号給の決定方法</p> <p><u>平成30年3月31日において、「幹部職員（部長・統括課長・課長級）の給与の級格付基準について」（昭和61年12月24日付61人委任第156号承認）又は「給与の級格付基準について」（昭和61年3月19日付60人委任第145号承認）（以下「級格付基準」という。）に基づき職務の級を決定されていた職員が平成30年度以降の昇任選考に合格し、当該職務の級に昇格する場合の号給は、昇任する日の前日に受けた給料月額の同額又は直近上位の給料月額の号給に、別表に定める号給数を加えた号給に決定する。</u></p>	<p>1 昇任する場合の号給の決定方法</p> <p><u>「幹部職員（部長・統括課長・課長級）の給与の級格付基準について」（昭和61年12月24日付61人委任第156号承認）又は「給与の級格付基準について」（昭和61年3月19日付60人委任第145号承認）（以下「級格付基準」という。）に基づき職務の級を決定された職員が昇任する場合の号給は、昇任する日の前日に受けた号給に、別表に定める号給数を加えた号給（別表に定める号給数がその者が属する職務の級の最高の号給の号数から昇任する日の前日にその者が受けた号給の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる場合は、当該相当する号給数を加えた号給（以下「適用号給」という。）に決定する。</u></p>
<p>2 一部改正に伴う経過措置</p> <p>(1) <u>平成30年3月31日において、級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員のうち、平成29年度以前の昇任選考に合格し、施行期日と同日に当該職務の級に昇格する者及び施行期日と同日に降任に伴い降格する者の号給は、施行期日の前日に昇格又は降格したものとして、従前の例により決定する。</u></p> <p>(2) <u>平成30年3月31日において、級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員のうち、平成29年度以前の昇任選考に合格し、施行期日の翌日以降に当該職務の級に昇格する者について、2(1)の規定の適用</u></p>	<p>2 降任に伴い降格する場合の号給の決定方法</p> <p><u>級格付基準に基づき職務の級を決定された職員が降任に伴い降格する場合の号給は、適用号給を「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）第21条に定める「降格前号給」とみなし、同条の規定を適用して得られる号給に決定する。</u></p>

【別紙4】

を受ける職員との均衡上必要があると認められる場合は、1の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て号給を決定することができる。

3 施行期日

平成30年4月1日

別表 (現行のとおり)

3 施行期日

平成27年4月1日

別表 (略)

「級格付基準に基づき現級に格付された職員が昇任する場合又は降任に伴い降格する場合の号給の決定について」（平成 18 年 3 月 29 日付 17 人委任第 179 号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員が昇任する場合の号給の決定について</p>	<p>級格付基準に基づき現級に格付された職員が昇任する場合又は降任に伴い降格する場合の号給の決定について</p>
<p>1 昇任する場合の号給の決定方法</p> <p>平成 30 年 3 月 31 日において、「幹部職員（部長・統括課長・課長級）の給与の級格付基準について」（昭和 61 年 12 月 24 日付 61 人委任第 156 号承認）又は「給与の級格付基準について」（昭和 61 年 3 月 19 日付 60 人委任第 145 号承認）（以下「級格付基準」という。）に基づき職務の級を決定されていた職員が平成 30 年度以降の昇任試験又は昇任選考に合格し、当該職務の級に昇格する場合の号給は、昇任する日の前日に受けた給料月額の同額又は直近上位の給料月額の号給に、別表に定める号給数を加えた号給に決定する。</p>	<p>1 昇任する場合の号給の決定方法</p> <p>「幹部職員（部長・統括課長・課長級）の給与の級格付基準について」（昭和 61 年 12 月 24 日付 61 人委任第 156 号承認）又は「給与の級格付基準について」（昭和 61 年 3 月 19 日付 60 人委任第 145 号承認）（以下「級格付基準」という。）に基づき職務の級を決定された職員が昇任する場合の号給は、昇任する日の前日に受けた号給に、別表に定める号給数を加えた号給（別表に定める号給数がその者が属する職務の級の最高の号給の号数から昇任する日の前日にその者が受けた号給の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる場合は、当該相当する号給数を加えた号給（以下「適用号給」という。。）に決定する。</p>
<p>2 一部改正に伴う経過措置</p> <p>(1) 平成 30 年 3 月 31 日において、級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員のうち、平成 29 年度以前の昇任試験又は昇任選考に合格し、施行期日と同日に当該職務の級に昇格する者及び施行期日と同日に降任に伴い降格する者の号給は、施行期日の前日に昇格又は降格したもののとして、従前の例により決定する。</p> <p>(2) 平成 30 年 3 月 31 日において、級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員のうち、平成 29 年度以前の昇任試験又は昇任選考に合格</p>	<p>2 降任に伴い降格する場合の号給の決定方法</p> <p>級格付基準に基づき職務の級を決定された職員が降任に伴い降格する場合の号給は、適用号給を「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号）第 21 条に定める「降格前号給」とみなし、同条の規定を適用して得られる号給に決定する。</p>

し、施行期日の翌日以降に当該職務の級に昇格する者について、2(1)
の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる場合は、
1の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て号給を決定するこ
とができる。

3 施行期日

平成30年4月1日

別表 (現行のとおり)

3 施行期日

平成28年4月1日

別表 (略)

東京消防庁

別紙1

「級格付基準に基づき現級に格付された職員が昇任する場合又は降任に伴い降格する場合の号給の決定について」（平成18年3月29日付17人委任第179号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員が昇任する場合の号給の決定について	級格付基準に基づき現級に格付された職員が昇任する場合又は降任に伴い降格する場合の号給の決定について
<p>1 昇任する場合の号給の決定方法</p> <p>平成30年3月31日において、「幹部職員（部長・統括課長・課長級）の給与の級格付基準について」（昭和61年12月24日付61人委任第156号承認）又は「給与の級格付基準について」（昭和61年3月19日付60人委任第145号承認）（以下「級格付基準」という。）に基づき職務の級を決定されていた職員が平成30年度以降の昇任試験又は昇任選考に合格し、当該職務の級に昇格する場合の号給は、昇任する日の前日に受けた給料月額の同額又は直近上位の給料月額の号給に、別表に定める号給数を加えた号給に決定する。</p>	<p>1 昇任する場合の号給の決定方法</p> <p>「幹部職員（部長・統括課長・課長級）の給与の級格付基準について」（昭和61年12月24日付61人委任第156号承認）又は「給与の級格付基準について」（昭和61年3月19日付60人委任第145号承認）（以下「級格付基準」という。）に基づき職務の級を決定された職員が昇任する場合の号給は、昇任する日の前日に受けた号給に、別表に定める号給数を加えた号給（別表に定める号給数がその者が属する職務の級の最高の号給の号数から昇任する日の前日にその者が受けた号給の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる場合は、当該相当する号給数を加えた号給（以下「適用号給」という。）に決定する。</p>
<p>2 一部改正に伴う経過措置</p> <p>(1) 平成30年3月31日において、級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員のうち、平成29年度以前の昇任試験又は昇任選考に合格し、施行期日と同日に当該職務の級に昇格する者及び施行</p>	<p>2 降任に伴い降格する場合の号給の決定方法</p> <p>級格付基準に基づき職務の級を決定された職員が降任に伴い降格する場合の号給は、適用号給を「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）第21条に定める「降</p>

期日と同日に降任に伴い降格する者の号給は、施行期日の前日に昇格又は降格したものとして、従前の例により決定する。

(2) 平成 30 年 3 月 31 日において、級格付基準に基づき職務の級を決定されていた職員のうち、平成 29 年度以前の昇任試験又は昇任選考に合格し、施行期日の翌日以降に当該職務の級に昇格する者について、2(1)の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる場合は、1 の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て号給を決定することができる。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

別表 (現行のとおり)

格前号給」とみなし、同条の規定を適用して得られる号給に決定する。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

別表 (略)

別紙

「局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について」(平成23年3月24日付22人委任第131号承認)について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
局長級職員の成績率の運用に関する要綱	局長級職員の成績率の運用に関する要綱
(目的) 第1 この要綱は、職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号。以下「規則」という。）第3条の4第1項第1号及び第6号の規定に基づき、勤勉手当の成績率の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1 この要綱は、職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号。以下「規則」という。）第3条の4第1項第1号の規定に基づき、勤勉手当の成績率の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
(対象職員) 第2 この要綱の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第21条の2第1項に規定する基準日（基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日。）において規則第3条の4第1項第1号に掲げる職員である者（以下「局長級職員」という。）及び同項第6号に掲げる職員である者（以下「再任用局長級職員」という。）とする。	(対象職員) 第2 この要綱の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第21条の2第1項に規定する基準日（基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日。以下「基準日等」という。）において指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）をいう。
(局長級職員の成績率の内容) 第3 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上位 10000分の <u>10000</u> 超10000分の <u>11999</u> 以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 (2) 中位 10000分の <u>9300</u> 以上10000分の <u>10000</u> 以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 (3) 下位 10000分の <u>8800</u> 3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の <u>10000</u> とする。	(成績率の内容) 第3 (略) 2 (略) (1) 上位 10000分の <u>10500</u> 超10000分の <u>12443</u> 以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 (2) 中位 10000分の <u>9765</u> 以上10000分の <u>10500</u> 以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 (3) 下位 10000分の <u>9240</u> 3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の <u>10500</u> とする。
(再任用局長級職員の成績率の内容) 第4 規則第3条の4第1項第6号に規定する再任用局長級職員の成績率（以下「再	

任用局長級職員の成績率という。)の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。

2 前項の各段階の割合は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 上位 10000分の5250超10000分の6299以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。
- (2) 中位 10000分の4882.5以上10000分の5250以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。
- (3) 下位 10000分の4620

3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の5250とする。

第5 (現行のとおり)

(再任用局長級職員の成績率の段階の決定)

第6 再任用局長級職員の成績率の段階は、局長級職員業績評価の最終評価に基づき、次の表のとおりとする。

再任用局長級職員の成績率の段階	基 準
上 位	成績率対象者である職員のうち、知事が定める30%以内の者
中 位	上位及び下位以外の者
下 位	局長級職員業績評価の最終評価がBである者

2 知事は、成績率対象者である再任用局長級職員が2人又は3人の場合、前項の規定にかかわらず、局長級職員業績評価の最終評価がS又はAである者のうち1人を上位に決定することができる。

3 前二項の規定により決定された再任用局長級職員の成績率の段階は、当該局長級職員業績評価の実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用する。

4 知事は、他の任命権者に属する再任用局長級職員の成績率段階について、速やかに各任命権者に通知するものとする。

(局長級職員業績評価による評価がなされない者等の取扱い)

第7 局長級職員のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。

(1) から (5) まで (現行のとおり)

2 再任用局長級職員のうち、次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該

第4 (略)

(局長級職員業績評価による評価がなされない者等の取扱い)

第5 次の各号に掲げる者の成績率の段階については、当該各号に定めるとおりとする。

(1) から (5) まで (略)

各号に定めるとおりとする。

- (1) 局長級職員又は再任用局長級職員でなかった者（他の任命権者において局長級職員又は再任用局長級職員でなかった者を含む。）で、局長級職員業績評価の評価基準日の翌日以降に再任用局長級職員として採用された者（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用された者で、局長級職員業績評価による評価がなされたものを除く。） 中位
- (2) 前号に定めるほか、休職者等で局長級職員業績評価による評価がなされない者 中位
- (3) 前号に定めるほか、他の任命権者において局長級職員又は再任用局長級職員であった者で、局長級職員業績評価の評価基準日の翌日以降に採用された者 採用前の評価により決定
- (4) 前各号に定めるほか、特別な取扱いが必要であると知事が認める者 中位

第8 (現行のとおり)

第6 (略)

第9 (現行のとおり)

第7 (略)

第10 (現行のとおり)

第8 (略)

附 則

この要綱は、平成30年6月に支給する勤勉手当から適用する。

「成績率の運用に関する要綱の制定について」(平成15年3月25日付14人委任第216号承認)について、下記のとおり改正する。

記

知事

改 正 案	現 行
成績率の運用に関する要綱	成績率の運用に関する要綱
(目的)	(目的)
<p>第1 この要綱は、職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号。以下「規則」という。）第3条の4第1項第2号から第5号まで及び第7号から第9号までの規定に基づき、勤勉手当の成績率の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第1 この要綱は、職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号。以下「規則」という。）第3条の4第1項第2号から第8号までの規定に基づき、勤勉手当の成績率の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>
(対象職員)	(対象職員)
<p>第2 この要綱の対象となる職員は、東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号。以下「組織規程」という。）に定める本庁、本庁行政機関及び地方行政機関並びに收用委員会事務局及び労働委員会事務局に勤務する職員のうち、規則第3条の4第1項第2号から第5号まで及び第7号から第9号までの各号に掲げる職員である者とする。</p>	<p>第2 この要綱の対象となる職員は、東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号。以下「組織規程」という。）に定める本庁、本庁行政機関及び地方行政機関並びに收用委員会事務局及び労働委員会事務局に勤務する職員のうち、規則第3条の4第1項第2号から第8号までの各号に掲げる職員である者とする。</p>
(用語の定義)	(用語の定義)
第3 (現行のとおり)	第3 (略)
<p>(1)から(5)まで (現行のとおり) (6) 再任用管理職員 規則第3条の4第1項第7号に掲げる職員である者をいう。 (7) 再任用行政系課長代理等職員 規則第3条の4第1項第8号に掲げる職員（行政職給料表（二）の適用を受ける職員を除く。）である者をいう。 (8) 再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員 規則第3条の4第1項第8</p>	<p>(1)から(5)まで (略) (6) 再任用管理職員 規則第3条の4第1項第6号に掲げる職員である者をいう。 (7) 再任用行政系課長代理等職員 規則第3条の4第1項第7号に掲げる職員（行政職給料表（二）の適用を受ける職員を除く。）である者をいう。 (8) 再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員 規則第3条の4第1項第7</p>

号に掲げる職員のうち行政職給料表（二）の適用を受ける職員である者及び規則第3条の4第1項第9号に掲げる職員である者をいう。

（9）から（12）まで（現行のとおり）

（行）（一）5級等職員の成績率の内容

第4（現行のとおり）

2（現行のとおり）

- (1) 最上位（現行のとおり）
- (2) 上位（現行のとおり）
- (3) 中位 10000分の11625
- (4) 下位 10000分の11000
- (5) 最下位（現行のとおり）

（行）（一）4級等職員の成績率の内容

第5（現行のとおり）

2（現行のとおり）

- (1) 最上位（現行のとおり）
- (2) 上位（現行のとおり）
- (3) 中位(A)（現行のとおり）
- (4) 中位(B) 10000分の10810
- (5) 下位 10000分の10235
- (6) 最下位（現行のとおり）

（行政系課長代理等職員の成績率の内容）

第6（現行のとおり）

2（現行のとおり）

- (1) 最上位（現行のとおり）
- (2) 上位（現行のとおり）
- (3) 中位 10000分の9025

号に掲げる職員のうち行政職給料表（二）の適用を受ける職員である者及び規則第3条の4第1項第8号に掲げる職員である者をいう。

（9）から（12）まで（略）

（行）（一）5級等職員の成績率の内容

第4（略）

2（略）

- (1) 最上位（略）
- (2) 上位（略）
- (3) 中位 10000分の12090
- (4) 下位 10000分の11440
- (5) 最下位（略）

（行）（一）4級等職員の成績率の内容

第5（略）

2（略）

- (1) 最上位（略）
- (2) 上位（略）
- (3) 中位(A)（略）
- (4) 中位(B) 10000分の11280
- (5) 下位 10000分の10680
- (6) 最下位（略）

（行政系課長代理等職員の成績率の内容）

第6（略）

2（略）

- (1) 最上位（略）
- (2) 上位（略）
- (3) 中位 10000分の9500

- (4) 下位 10000分の8455
(5) 対象外 10000分の9500

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)

第7 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
(2) 中位 10000分の9120
(3) 下位 10000分の8550
(4) 対象外 10000分の9500

(再任用管理職員の成績率の内容)

第8 規則第3条の4第1項第7号に規定する成績率(以下単に「再任用管理職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
(2) 中位 10000分の5170
(3) 下位 10000分の4895

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第9 規則第3条の4第1項第8号に規定する成績率(再任用行政系課長代理等職員に係るもの。以下単に「再任用行政系課長代理等職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
(2) 中位 10000分の4275
(3) 下位 10000分の4005
(4) 対象外 10000分の4500

- (4) 下位 10000分の8900
(5) 対象外 10000分の10000

(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)

第7 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
(2) 中位 10000分の9600
(3) 下位 10000分の9000
(4) 対象外 10000分の10000

(再任用管理職員の成績率の内容)

第8 規則第3条の4第1項第6号に規定する成績率(以下単に「再任用管理職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。

2 (略)

- (1) 上位 (略)
(2) 中位 10000分の5405
(3) 下位 10000分の5117.5

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第9 規則第3条の4第1項第7号に規定する成績率(再任用行政系課長代理等職員に係るもの。以下単に「再任用行政系課長代理等職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。

2 (略)

- (1) 上位 (略)
(2) 中位 10000分の4512.5
(3) 下位 10000分の4227.5
(4) 対象外 10000分の4750

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 規則第3条の4第1項第8号及び第9号に規定する成績率(再任用行政系課長代理等職員に係るものを除く。以下単に「再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。

2 (現行のとおり)

- (1) 上 位 (現行のとおり)
- (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の4 3 2 0
- (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の4 0 5 0
- (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の4 5 0 0

第11から第22まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、平成30年6月に支給する勤勉手当から適用する。

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 規則第3条の4第1項第7号及び第8号に規定する成績率(再任用行政系課長代理等職員に係るものを除く。以下単に「再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。

2 (略)

- (1) 上 位 (略)
- (2) 中 位 1 0 0 0 0 分の4 5 6 0
- (3) 下 位 1 0 0 0 0 分の4 2 7 5
- (4) 対象外 1 0 0 0 0 分の4 7 5 0

第11から第22まで (略)

成績率の運用に関する要綱（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>成績率の運用に関する要綱</p> <p>(目的) 第1 この要綱は、職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号。以下「規則」という。）第3条の4第1項第2号から第5号まで及び第7号から第9号まで並びに学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都教育委員会規則第16号。以下「学校規則」という。）第3条の4第1項第1号から第6号までの規定に基づき、勤勉手当の成績率の運用に関し、必要な事項を定めることとする。</p> <p>(対象職員) 第2 この要綱の対象となる職員は、教育庁、教育事務所、教育庁出張所及び教育機関に勤務する職員のうち、規則第3条の4第1項第2号から第5号まで及び第7号から第9号までの各号に掲げる職員又は学校規則第3条の4第1項第1号から第6号までの各号に掲げる職員である者とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき区市町村教育委員会に派遣する統括指導主事及び指導主事、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条第4項の規定に基づき指導主事に充てられた職員（学校規則第3条の4第1項第2号に掲げる職員に限る。）並びに学校に勤務する教育職員、実習助手及び寄宿舎指導員を除く。</p>	<p>成績率の運用に関する要綱</p> <p>(目的) 第1 この要綱は、職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号。以下「規則」という。）第3条の4第1項第2号から第8号まで及び学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都教育委員会規則第16号。以下「学校規則」という。）第3条の4第1項第1号から第6号までの規定に基づき、勤勉手当の成績率の運用に関し、必要な事項を定めることとする。</p> <p>(対象職員) 第2 この要綱の対象となる職員は、教育庁、教育事務所、教育庁出張所及び教育機関に勤務する職員のうち、規則第3条の4第1項第2号から第8号までの各号に掲げる職員又は学校規則第3条の4第1項第1号から第6号までの各号に掲げる職員である者とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき区市町村教育委員会に派遣する統括指導主事及び指導主事、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条第4項の規定に基づき指導主事に充てられた職員（学校規則第3条の4第1項第2号に掲げる職員に限る。）並びに学校に勤務する教育職員、実習助手及び寄宿舎指導員を除く。</p>

<p>(用語の定義)</p> <p>第3 (現行のとおり)</p> <p>(1)から(5)まで (現行のとおり)</p> <p>(6) 再任用管理職員 規則第3条の4第1項<u>第7号</u>に掲げる職員及び学校規則第3条の4第1項第4号に掲げる職員である者をいう。</p> <p>(7) 再任用行政系課長代理等職員 規則第3条の4第1項<u>第8号</u>に掲げる職員 (行政職給料表 (二) の適用を受ける職員を除く。) 及び学校規則第3条の4第1項第5号に掲げる職員である者をいう。</p> <p>(8) 再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員 規則第3条の4第1項<u>第8号</u>に掲げる職員のうち行政職給料表 (二) の適用を受ける職員である者、規則第3条の4第1項<u>第9号</u>に掲げる職員及び学校規則第3条の4第1項第6号に掲げる職員である者をいう。</p> <p>(9)から(11)まで (現行のとおり)</p> <p>(行 (一) 5級等職員の成績率の内容)</p> <p>第4 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 最上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 上 位 (現行のとおり)</p> <p>(3) 中 位 1 0 0 0 0 分の<u>1 1 6 2 5</u></p> <p>(4) 下 位 1 0 0 0 0 分の<u>1 1 0 0 0</u></p> <p>(5) 最下位 (現行のとおり)</p> <p>(行 (一) 4級等職員の成績率の内容)</p> <p>第5 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 最上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 上 位 (現行のとおり)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3 (略)</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 再任用管理職員 規則第3条の4第1項<u>第6号</u>に掲げる職員及び学校規則第3条の4第1項第4号に掲げる職員である者をいう。</p> <p>(7) 再任用行政系課長代理等職員 規則第3条の4第1項<u>第7号</u>に掲げる職員 (行政職給料表 (二) の適用を受ける職員を除く。) 及び学校規則第3条の4第1項第5号に掲げる職員である者をいう。</p> <p>(8) 再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員 規則第3条の4第1項<u>第7号</u>に掲げる職員のうち行政職給料表 (二) の適用を受ける職員である者、規則第3条の4第1項<u>第8号</u>に掲げる職員及び学校規則第3条の4第1項第6号に掲げる職員である者をいう。</p> <p>(9)から(11)まで (略)</p> <p>(行 (一) 5級等職員の成績率の内容)</p> <p>第4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 最上位 (略)</p> <p>(2) 上 位 (略)</p> <p>(3) 中 位 1 0 0 0 0 分の<u>1 2 0 9 0</u></p> <p>(4) 下 位 1 0 0 0 0 分の<u>1 1 4 4 0</u></p> <p>(5) 最下位 (略)</p> <p>(行 (一) 4級等職員の成績率の内容)</p> <p>第5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 最上位 (略)</p> <p>(2) 上 位 (略)</p>
--	--

<p>(3) 中位(A) (現行のとおり)</p> <p>(4) 中位(B) 10000分の<u>10810</u></p> <p>(5) 下位 10000分の<u>10235</u></p> <p>(6) 最下位 (現行のとおり)</p>	<p>(3) 中位(A) (略)</p> <p>(4) 中位(B) 10000分の<u>11280</u></p> <p>(5) 下位 10000分の<u>10680</u></p> <p>(6) 最下位 (略)</p>
<p>(行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p> <p>第6 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 最上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>9025</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>8455</u></p> <p>(5) 対象外 10000分の<u>9500</u></p>	<p>(行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p> <p>第6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 最上位 (略)</p> <p>(2) 上位 (略)</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>9500</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>8900</u></p> <p>(5) 対象外 10000分の<u>10000</u></p>
<p>(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)</p> <p>第7 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>9120</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>8550</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>9500</u></p>	<p>(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)</p> <p>第7 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>9600</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>9000</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>10000</u></p>
<p>(再任用管理職員の成績率の内容)</p> <p>第8 規則第3条の4第1項第7号及び学校規則第3条の4第1項第4号に規定する成績率(以下単に「再任用管理職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p>	<p>(再任用管理職員の成績率の内容)</p> <p>第8 規則第3条の4第1項第6号及び学校規則第3条の4第1項第4号に規定する成績率(以下単に「再任用管理職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p>

- (2) 中位 10000分の5170
(3) 下位 10000分の4895

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第9 規則第3条の4第1項第8号及び学校規則第3条の4第1項第5号に規定する成績率(再任用行政系課長代理等職員に係るもの。以下単に「再任用行政系課長代理等職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
(2) 中位 10000分の4275
(3) 下位 10000分の4005
(4) 対象外 10000分の4500

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 規則第3条の4第1項第8号及び第9号並びに学校規則第3条の4第1項第6号に規定する成績率(再任用行政系課長代理等職員に係るもの除く。以下単に「再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
(2) 中位 10000分の4320
(3) 下位 10000分の4050
(4) 対象外 10000分の4500

第11から第22まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、平成30年6月に支給する勤勉手当から適用する。

- (2) 中位 10000分の5405
(3) 下位 10000分の5117.5

(再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)

第9 規則第3条の4第1項第7号及び学校規則第3条の4第1項第5号に規定する成績率(再任用行政系課長代理等職員に係るもの。以下単に「再任用行政系課長代理等職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。

2 (略)

- (1) 上位 (略)
(2) 中位 10000分の4512.5
(3) 下位 10000分の4227.5
(4) 対象外 10000分の4750

(再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 規則第3条の4第1項第7号及び第8号並びに学校規則第3条の4第1項第6号に規定する成績率(再任用行政系課長代理等職員に係るもの除く。以下単に「再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率」という。)の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。

2 (略)

- (1) 上位 (略)
(2) 中位 10000分の4560
(3) 下位 10000分の4275
(4) 対象外 10000分の4750

第11から第22まで (略)

教育職員等の成績率の運用に関する要綱（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
教育職員等の成績率の運用に関する要綱	教育職員等の成績率の運用に関する要綱
第1から第3まで (現行のとおり)	第1から第3まで (略)
(教育5級等職員の成績率の内容)	(教育5級等職員の成績率の内容)
第4 (現行のとおり)	第4 (略)
2 (現行のとおり)	2 (略)
(1) 最上位 (現行のとおり)	(1) 最上位 (略)
(2) 上 位 (現行のとおり)	(2) 上 位 (略)
(3) 中 位 10000分の <u>10810</u>	(3) 中 位 10000分の <u>11280</u>
(4) 下 位 10000分の <u>10235</u>	(4) 下 位 10000分の <u>10680</u>
(5) 最下位 (現行のとおり)	(5) 最下位 (略)
(教育監督職等職員の成績率の内容)	(教育監督職等職員の成績率の内容)
第5 (現行のとおり)	第5 (略)
2 (現行のとおり)	2 (略)
(1) 最上位 (現行のとおり)	(1) 最上位 (略)
(2) 上 位 (現行のとおり)	(2) 上 位 (略)
(3) 中 位 10000分の <u>9025</u>	(3) 中 位 10000分の <u>9500</u>
(4) 下 位 10000分の <u>8455</u>	(4) 下 位 10000分の <u>8900</u>
(5) 対象外 10000分の <u>9500</u>	(5) 対象外 10000分の <u>10000</u>
(教育一般職員の成績率の内容)	(教育一般職員の成績率の内容)
第6 (現行のとおり)	第6 (略)
2 (現行のとおり)	2 (略)
(1) 上 位 (現行のとおり)	(1) 上 位 (略)
(2) 中 位 10000分の <u>9120</u>	(2) 中 位 10000分の <u>9600</u>

(3) 下位 10000分の8550
(4) 対象外 10000分の9500

(再任用教育管理職員の成績率の内容)

第7 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)
(2) 中位 10000分の5170
(3) 下位 10000分の4895

(再任用教育監督職等職員の成績率の内容)

第8 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)
(2) 中位 10000分の4275
(3) 下位 10000分の4005
(4) 対象外 10000分の4500

(再任用教育一般職員の成績率の内容)

第9 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)
(2) 中位 10000分の4320
(3) 下位 10000分の4050
(4) 対象外 10000分の4500

第10から第20まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、平成30年6月に支給する勤勉手当から適用する。

(3) 下位 10000分の9000
(4) 対象外 10000分の10000

(再任用教育管理職員の成績率の内容)

第7 (略)

2 (略)

(1) 上位 (略)
(2) 中位 10000分の5405
(3) 下位 10000分の5117.5

(再任用教育監督職等職員の成績率の内容)

第8 (略)

2 (略)

(1) 上位 (略)
(2) 中位 10000分の4512.5
(3) 下位 10000分の4227.5
(4) 対象外 10000分の4750

(再任用教育一般職員の成績率の内容)

第9 (略)

2 (略)

(1) 上位 (略)
(2) 中位 10000分の4560
(3) 下位 10000分の4275
(4) 対象外 10000分の4750

第10から第20まで (略)

別紙2

「東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱」(平成15年3月25日付14人委任第216号承認)について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱	東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱
第1 目的 この要綱は、職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号。以下「規則」という。）第3条の4第1項 <u>第2号から第5号まで及び第7号から第9号までの規定に基づき</u> 、勤勉手当の成績率の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	第1 目的 この要綱は、職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号。以下「規則」という。）第3条の4第1項 <u>第2号から第8号までの規定に基づき</u> 、勤勉手当の成績率の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
第2 対象職員 この要綱の対象となる職員は、東京消防庁に勤務する職員のうち、規則第3条の4第1項 <u>第2号から第5号まで及び第7号から第9号までの適用を受ける者</u> とする。	第2 対象職員 この要綱の対象となる職員は、東京消防庁に勤務する職員のうち、規則第3条の4第1項 <u>第2号から第8号までの適用を受ける者</u> とする。
第3 用語の定義 (現行のとおり) (1)から(5)まで (現行のとおり) (6) 再任用管理職員とは、規則第3条の4第1項 <u>第7号</u> に掲げる職員である者をいう。 (7) 再任用係長等職員とは、規則第3条の4第1項 <u>第8号</u> に掲げる職員である者をいう。 (8) 再任用主任級以下職員とは、規則第3条の4第1項 <u>第9号</u> に掲げる職員である者をいう。	第3 用語の定義 (略) (1)から(5)まで (略) (6) 再任用管理職員とは、規則第3条の4第1項 <u>第6号</u> に掲げる職員である者をいう。 (7) 再任用係長等職員とは、規則第3条の4第1項 <u>第7号</u> に掲げる職員である者をいう。 (8) 再任用主任級以下職員とは、規則第3条の4第1項 <u>第8号</u> に掲げる職員である者をいう。

(9) (現行のとおり)

第4 部長級職員の成績率の内容

1 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 最上位 (現行のとおり)

(2) 上 位 (現行のとおり)

(3) 中 位 1 0 0 0 0 分の 1 1 6 2 5

(4) 下 位 1 0 0 0 0 分の 1 1 0 0 0

(5) 最下位 (現行のとおり)

第5 課長級職員の成績率の内容

1 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 最上位 (現行のとおり)

(2) 上 位 (現行のとおり)

(3) 中 位 1 0 0 0 0 分の 1 0 8 1 0

(4) 下 位 1 0 0 0 0 分の 1 0 2 3 5

(5) 最下位 (現行のとおり)

第6 係長等職員の成績率の内容

1 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 最上位 (現行のとおり)

(2) 上 位 (現行のとおり)

(3) 中 位 1 0 0 0 0 分の 9 0 2 5

(4) 下 位 1 0 0 0 0 分の 8 7 4 0

(5) 最下位 1 0 0 0 0 分の 8 4 5 5

(6) 対象外 1 0 0 0 0 分の 9 5 0 0

第7 主任級以下職員の成績率の内容

1 (現行のとおり)

(9) (略)

第4 部長級職員の成績率の内容

1 (略)

2 (略)

(1) 最上位 (略)

(2) 上 位 (略)

(3) 中 位 1 0 0 0 0 分の 1 2 0 9 0

(4) 下 位 1 0 0 0 0 分の 1 1 4 4 0

(5) 最下位 (略)

第5 課長級職員の成績率の内容

1 (略)

2 (略)

(1) 最上位 (略)

(2) 上 位 (略)

(3) 中 位 1 0 0 0 0 分の 1 1 2 8 0

(4) 下 位 1 0 0 0 0 分の 1 0 6 8 0

(5) 最下位 (略)

第6 係長等職員の成績率の内容

1 (略)

2 (略)

(1) 最上位 (略)

(2) 上 位 (略)

(3) 中 位 1 0 0 0 0 分の 9 5 0 0

(4) 下 位 1 0 0 0 0 分の 9 2 0 0

(5) 最下位 1 0 0 0 0 分の 8 9 0 0

(6) 対象外 1 0 0 0 0 分の 1 0 0 0 0

第7 主任級以下職員の成績率の内容

1 (略)

2 (現行のとおり)

- (1) 最上位 (現行のとおり)
- (2) 上位 (現行のとおり)
- (3) 中位 10000分の9120
- (4) 下位 10000分の8835
- (5) 最下位 10000分の8550
- (6) 対象外 10000分の9500

第8 再任用管理職員の成績率の内容

1 規則第3条の4第1項第7号に規定する成績率（以下「再任用管理職員の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の5170
- (3) 下位 10000分の4895

第9 再任用係長等職員の成績率の内容

1 規則第3条の4第1項第8号に規定する成績率（以下「再任用係長等職員の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の4275
- (3) 下位 10000分の4005
- (4) 対象外 10000分の4500

第10 再任用主任級以下職員の成績率の内容

1 規則第3条の4第1項第9号に規定する成績率（以下「再任用主任級以下職員の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。

2 (略)

- (1) 最上位 (略)
- (2) 上位 (略)
- (3) 中位 10000分の9600
- (4) 下位 10000分の9300
- (5) 最下位 10000分の9000
- (6) 対象外 10000分の10000

第8 再任用管理職員の成績率の内容

1 規則第3条の4第1項第6号に規定する成績率（以下「再任用管理職員の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位の3段階とする。

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の5405
- (3) 下位 10000分の5117.5

第9 再任用係長等職員の成績率の内容

1 規則第3条の4第1項第7号に規定する成績率（以下「再任用係長等職員の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の4512.5
- (3) 下位 10000分の4227.5
- (4) 対象外 10000分の4750

第10 再任用主任級以下職員の成績率の内容

1 規則第3条の4第1項第8号に規定する成績率（以下「再任用主任級以下職員の成績率」という。）の段階は、上位、中位及び下位並びに対象外の4段階とする。

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の4320
- (3) 下位 10000分の4050
- (4) 対象外 10000分の4500

第11から第25まで (現行のとおり)

附則

この要綱は、平成30年6月に支給する勤勉手当から適用する。

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の4560
- (3) 下位 10000分の4275
- (4) 対象外 10000分の4750

第11から第25まで (略)

「昇給に関する基準」(平成18年3月17日付17人委任第155号承認)について、下記のとおり改正する。
記

警視庁

改正案	現行																																																																																																																
昇給に関する基準	昇給に関する基準																																																																																																																
第1 昇給 職員の昇給は、警視庁職員の人事評価に関する規程（平成28年9月警視庁訓令甲第26号）等により実施する人事評価（以下「人事評価」という。）に基づく勤務の成績（以下「勤務の成績」という。）、欠勤等の日数及び処分に基づいて行うものとする。	第1 昇給 職員の昇給は、警視庁職員勤務評定実施要綱の全部改正について（平成19年9月28日付警視庁通達甲（警.人2.人6）第4号）等により実施する勤務評定（以下「勤務評定」という。）に基づく勤務の成績（以下「勤務の成績」という。）、欠勤等の日数及び処分に基づいて行うものとする。																																																																																																																
第2 及び第3 (現行のとおり)	第2 及び第3 (略)																																																																																																																
第4 昇給の決定 1 (現行のとおり) (1) (現行のとおり) ア それぞれの勤務の成績の区分に決定される人員の割合（以下「付与率」という。）は勤務の成績の判定期間における人事評価が行われた在職人員を基礎として算定するものとする。 イ及びウ (現行のとおり)	第4 昇給の決定 1 (略) (1) (略) ア それぞれの勤務の成績の区分に決定される人員の割合（以下「付与率」という。）は勤務の成績の判定期間における勤務評定が行われた在職人員を基礎として算定するものとする。 イ及びウ (略)																																																																																																																
<p>【一般職層】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務の成績の区分</th> <th>最上位</th> <th>上位</th> <th>中位</th> <th>下位Ⅰ</th> <th>下位Ⅱ</th> <th>最下位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付与率又は区分該当職員</td> <td>5%以内</td> <td>30%以内から「最上位」の職員を除いた割合</td> <td>100%から「上位」以上及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合</td> <td>実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」以外の職員</td> <td>実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」の職員</td> <td>公務に著しい支障をきたす職員</td> </tr> <tr> <td>付与率の目安</td> <td>5%</td> <td>25%</td> <td></td> <td>70%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>号給数</td> <td>6号給</td> <td>5号給</td> <td>4号給</td> <td>3号給</td> <td>2号給</td> <td>昇給なし</td> </tr> </tbody> </table> </p> <p>【監督職層】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務の成績の区分</th> <th>最上位</th> <th>上位</th> <th>中位</th> <th>下位Ⅰ</th> <th>下位Ⅱ</th> <th>最下位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付与率又は区分該当職員</td> <td>10%以内</td> <td>30%以内から「最上位」の職員を除いた割合</td> <td>100%から「上位」以上及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合</td> <td>実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」以外の職員</td> <td>実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」の職員</td> <td>公務に著しい支障をきたす職員</td> </tr> <tr> <td>付与率の目安</td> <td>10%</td> <td>20%</td> <td></td> <td>70%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>号給数</td> <td>6号給</td> <td>5号給</td> <td>4号給</td> <td>3号給</td> <td>2号給</td> <td>昇給なし</td> </tr> </tbody> </table> </p> <p>※「実績評定」とは、人事評価の実施要領に基づく第一次評定者及び第二次評定者が行う実績評定をいい。</p>	勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	最下位	付与率又は区分該当職員	5%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合	実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」以外の職員	実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」の職員	公務に著しい支障をきたす職員	付与率の目安	5%	25%		70%			号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし	勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	最下位	付与率又は区分該当職員	10%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合	実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」以外の職員	実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」の職員	公務に著しい支障をきたす職員	付与率の目安	10%	20%		70%			号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし	<p>【一般職層】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務の成績の区分</th> <th>最上位</th> <th>上位</th> <th>中位</th> <th>下位Ⅰ</th> <th>下位Ⅱ</th> <th>最下位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付与率又は区分該当職員</td> <td>5%以内</td> <td>30%以内から「最上位」の職員を除いた割合</td> <td>100%から「上位」以上及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合</td> <td>実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」以外の職員</td> <td>実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」の職員</td> <td>公務に著しい支障をきたす職員</td> </tr> <tr> <td>付与率の目安</td> <td>5%</td> <td>25%</td> <td></td> <td>70%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>号給数</td> <td>6号給</td> <td>5号給</td> <td>4号給</td> <td>3号給</td> <td>2号給</td> <td>昇給なし</td> </tr> </tbody> </table> </p> <p>【監督職層】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務の成績の区分</th> <th>最上位</th> <th>上位</th> <th>中位</th> <th>下位Ⅰ</th> <th>下位Ⅱ</th> <th>最下位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付与率又は区分該当職員</td> <td>10%以内</td> <td>30%以内から「最上位」の職員を除いた割合</td> <td>100%から「上位」以上及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合</td> <td>実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」以外の職員</td> <td>実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」の職員</td> <td>公務に著しい支障をきたす職員</td> </tr> <tr> <td>付与率の目安</td> <td>10%</td> <td>20%</td> <td></td> <td>70%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>号給数</td> <td>6号給</td> <td>5号給</td> <td>4号給</td> <td>3号給</td> <td>2号給</td> <td>昇給なし</td> </tr> </tbody> </table> </p> <p>※「実績評定」とは、勤務評定実施要綱に基づく評定者甲及び乙が行う実績評定をいい。</p>	勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	最下位	付与率又は区分該当職員	5%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合	実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」以外の職員	実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」の職員	公務に著しい支障をきたす職員	付与率の目安	5%	25%		70%			号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし	勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	最下位	付与率又は区分該当職員	10%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合	実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」以外の職員	実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」の職員	公務に著しい支障をきたす職員	付与率の目安	10%	20%		70%			号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし
勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	最下位																																																																																																											
付与率又は区分該当職員	5%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合	実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」以外の職員	実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」の職員	公務に著しい支障をきたす職員																																																																																																											
付与率の目安	5%	25%		70%																																																																																																													
号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし																																																																																																											
勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	最下位																																																																																																											
付与率又は区分該当職員	10%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合	実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」以外の職員	実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評価の評価が第一次評価、第二次評価ともに「E」の職員	公務に著しい支障をきたす職員																																																																																																											
付与率の目安	10%	20%		70%																																																																																																													
号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし																																																																																																											
勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	最下位																																																																																																											
付与率又は区分該当職員	5%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合	実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」以外の職員	実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」の職員	公務に著しい支障をきたす職員																																																																																																											
付与率の目安	5%	25%		70%																																																																																																													
号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし																																																																																																											
勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位Ⅰ	下位Ⅱ	最下位																																																																																																											
付与率又は区分該当職員	10%以内	30%以内から「最上位」の職員を除いた割合	100%から「上位」以上及び「下位Ⅰ」以下の職員を除いた割合	実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」以外の職員	実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」であり、かつ、前年度の実績評定欄の評定が甲、乙ともに「E」の職員	公務に著しい支障をきたす職員																																																																																																											
付与率の目安	10%	20%		70%																																																																																																													
号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし																																																																																																											
(2) 管理職等の勤務の成績に基づく昇給は、警視庁職員の人事評価に関する規程第9条の規定に基づき作成した人事評価表の評価結果に対応する下表に定める勤務の成績の区分に応じて、同表に定める号給数に決定する。	(2) 管理職等の勤務の成績に基づく昇給は、勤務評定の実施通達に定める評定配分により決定された勤務評定の評価結果に対応する下表に定める勤務の成績の区分に応じて、同表に定める号給数に決定する。																																																																																																																

改正案							現行								
評価結果 (分布率)	A (10%以内)	B (30%以内ー 「A」)	C (95%以内ー 「A・B」)	D			E	評価結果 (評定配分)	A (10%以内)	B (30%以内ー 「A」)	C (95%以内ー 「A・B」)	D			E
				C以上 [個別]	D以下 [個別]	D以下 [個別]						C以上 [個別]	D以下 [個別]	D以下 [個別]	
勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位I	下位II	下位III	最下位	勤務の成績の区分	最上位	上位	中位	下位I	下位II	下位III	最下位
号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	1号給	昇給なし	号給数	6号給	5号給	4号給	3号給	2号給	1号給	昇給なし

(3) 人事評価が行われなかつた職員については、勤務の成績の区分を中位とみなすことができる。

2及び3 (現行のとおり)

4 隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算

(1) 昇給日の前年の4月1日から昇給日の属する年の3月31日までの期間において、次に掲げる各号のいずれかのうち必要と認められる行政機関等に勤務する者（1の規定により昇給を決定される者（人事評価が行われなかつた職員を除く。）で、勤務の成績の区分が「中位」以上の場合に限る。）については、勤務した年度の翌年度に、1の規定により決定された昇給の号給数に、下表に定める勤務期間に応じた号給数を加算する。ただし、①（③において①に準ずる場合を含む。）以外に勤務する者（その者が現に受ける地域手当の支給割合が百分の十二である場合を除く。）については、当該行政機関への勤務命令を直接の原因として住居の移転を伴つて赴任し勤務する場合に限り加算する。

①から③まで (現行のとおり)

表 (現行のとおり)

(2)から(4)まで (現行のとおり)

5から7まで (現行のとおり)

第5から第12まで (現行のとおり)

附則

1 改正後の基準は、平成30年4月1日から適用する。

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における改正後の基準の適用については、次のとおりとする。

(1) 第1中「警視庁職員の人事評価に関する規程（平成28年9月警視庁訓令甲第26号）等により実施する人事評価（以下「人事評価」という。）に基づく勤務の成績（以下「勤務の成績」という。）、欠勤等の日数及び処分」とあるのは、「警視庁職員の人事評価に関する規程（平成28年9月警視庁訓令甲第26号）等により実施する人事評価（以下「人事評価」という。）及び警視庁職員勤務評定実施要綱の全部改正について（平成19年9月28日付警視庁通達甲（警人2人6人6）第4号）等により実施する勤務評定（以下「勤務評定」という。）に基づく勤務

(3) 勤務評定が行われなかつた職員については、勤務の成績の区分を中位とみなすことができる。

2及び3 (略)

4 隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算

(1) 昇給日の前年の4月1日から昇給日の属する年の3月31日までの期間において、次に掲げる各号のいずれかのうち必要と認められる行政機関等に勤務する者（1の規定により昇給を決定される者（勤務評定が行われなかつた職員を除く。）で、勤務の成績の区分が「中位」以上の場合に限る。）については、勤務した年度の翌年度に、1の規定により決定された昇給の号給数に、下表に定める勤務期間に応じた号給数を加算する。ただし、①（③において①に準ずる場合を含む。）以外に勤務する者（その者が現に受ける地域手当の支給割合が百分の十二である場合を除く。）については、当該行政機関への勤務命令を直接の原因として住居の移転を伴つて赴任し勤務する場合に限り加算する。

①から③まで (略)

表 (略)

(2)から(4)まで (略)

5から7まで (略)

第5から第12まで (略)

の成績（以下「勤務の成績」という。）、欠勤等の日数並びに処分」と
読み替えるものとする。

- (2) 第4の1(1)の表中「前年度の業績評価欄の評語が第一次評価、第
二次評価」とあるのは「前年度の実績評定欄の評定が甲、乙」と読み
替えるものとする。この場合において、「実績評定」とは、勤務評定
実施要領に基づき評定者甲及び乙が行った実績評定をいう。
- (3) 第4の1(2)中「警視庁職員の人事評価に関する規程第9条の規定
に基づき作成した人事評価表」とあるのは「警視庁職員の人事評価に
関する規程第9条の規定に基づき作成した人事評価表及び勤務評定の
実施通達に定める評定配分により決定された勤務評定」と読み替える
ものとする。この場合において、第4の1(2)の表に規定する「前年
度の個評」とは、勤務評定実施要領に基づき行った勤務評定における
個評をいう。

改正案	現行
オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて
1 職務専念義務の免除の基準	1 職務専念義務の免除の基準
(1) 対象職員	(1) 対象職員
ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者	ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者
イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者	イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者
ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者	ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者
(2) 及び(3) (現行のとおり)	(2) 及び(3) (略)
2から4まで (現行のとおり)	2から4まで (略)
5 実施時期	5 実施時期
平成30年4月1日	平成27年10月6日

改 正 案	現 行
オリリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	オリリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて
1 職務専念義務の免除の基準	1 職務専念義務の免除の基準
(1) 対象職員	(1) 対象職員
ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者	ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者
イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者	イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者
ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック、パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者	ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック、パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者
(2) 及び(3) (現行のとおり)	(2) 及び(3) (略)
2から4まで (現行のとおり)	2から4まで (略)
5 実施時期	5 実施時期
平成30年4月1日	平成27年10月6日

改正案	現行
オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて
1 職務専念義務の免除の基準	1 職務専念義務の免除の基準
(1) 対象職員	(1) 対象職員
ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者	ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者
イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者	イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者
ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者	ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者
(2) 及び(3) (現行のとおり)	(2) 及び(3) (略)
2から4まで (現行のとおり)	2から4まで (略)
5 実施時期 平成30年4月1日	5 実施時期 平成27年10月6日

改 正 案	現 行
オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて
1 職務専念義務の免除の基準	1 職務専念義務の免除の基準
(1) 対象職員	(1) 対象職員
ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者	イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者
ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者	ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者
(2) 及び(3) (現行のとおり)	(2) 及び(3) (略)
2 から 4 まで (現行のとおり)	2 から 4 まで (略)
5 実施時期	5 実施時期
平成30年4月1日	平成27年10月6日

改 正 案	現 行
オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて
1 職務専念義務の免除の基準	1 職務専念義務の免除の基準
(1) 対象職員	(1) 対象職員
ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者	ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者
イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者	イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者
ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者	ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者
(2) 及び(3) (現行のとおり)	(2) 及び(3) (略)
2から4まで (現行のとおり)	2から4まで (略)
5 実施時期	5 実施時期
平成30年4月1日	平成27年10月6日

改 正 案	現 行
オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて
1 職務専念義務の免除の基準	1 職務専念義務の免除の基準
(1) 対象職員	(1) 対象職員
ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者	ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者
イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者	イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者
ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者	ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者
(2) 及び(3) (現行のとおり)	(2) 及び(3) (略)
2から4まで (現行のとおり)	2から4まで (略)
5 実施時期	5 実施時期 平成27年10月6日

改 正 案	現 行
オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて
1 職務専念義務の免除の基準	1 職務専念義務の免除の基準
(1) 対象職員	(1) 対象職員
ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者	ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者
イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者	イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者
ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者	ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者
(2) 及び(3) (現行のとおり)	(2) 及び(3) (略)
2 及び3 (現行のとおり)	2 及び3 (略)
4 実施時期 平成30年4月1日	4 実施時期 平成27年10月6日

改正案	現行
オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて
1 職務専念義務の免除の基準	1 職務専念義務の免除の基準
(1) 対象職員	(1) 対象職員
ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者	ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者
イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者	イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者
ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者	ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者
(2) 及び(3) (現行のとおり)	(2) 及び(3) (略)
2から4まで (現行のとおり)	2から4まで (略)
5 実施時期 平成30年4月1日	5 実施時期 平成27年10月6日

改 正 案	現 行
オリリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて	オリリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて
1 職務専念義務の免除の基準	1 職務専念義務の免除の基準
(1) 対象職員	(1) 対象職員
ア オリリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者	ア オリリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者
イ オリリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者	イ オリリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者
ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者	ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者
(2) 及び(3) (現行のとおり)	(2) 及び(3) (略)
2から4まで (現行のとおり)	2から4まで (略)
5 実施時期 平成30年4月1日	5 実施時期 平成27年10月6日

改正案	現行
オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除について	
1 職務専念義務の免除の基準	1 職務専念義務の免除の基準
(1) 対象職員	(1) 対象職員
ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者	ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者
イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者	イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者
ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者	ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者
(2) 及び(3) (現行のとおり)	(2) 及び(3) (略)
2 及び3 (現行のとおり)	2 及び3 (略)
4 実施時期 平成30年4月1日	4 実施時期 平成27年10月6日

改 正 案	現 行
オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除について	オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除について
1 職務専念義務の免除の基準	1 職務専念義務の免除の基準
(1) 対象職員	(1) 対象職員
ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者	ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者
イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者	イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者
ウ <u>国際大会に出場又は国民体育大会等</u> 全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者	ウ <u>国際大会に出場又は国民体育大会等</u> 全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者
(2) 及び(3) (現行のとおり)	(2) 及び(3) (略)
2 及び3 (現行のとおり)	2 及び3 (略)
4 実施時期 平成30年4月1日	4 実施時期 平成27年10月6日

改正案	現行
オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除について	オリンピック・パラリンピック等に選手として参加する職員の職務専念義務の免除について
1 職務専念義務の免除の基準	1 職務専念義務の免除の基準
(1) 対象職員	(1) 対象職員
ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者	ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者
イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者	イ オリンピックについては公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者
ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者	ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表選手となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者
(2) 及び(3) (現行のとおり)	(2) 及び(3) (略)
2 及び3 (現行のとおり)	2 及び3 (略)
4 実施時期 平成30年4月1日	4 実施時期 平成27年10月6日